



大阪労働局発表
平成24年1月30日

大阪労働局
労働基準部監督課

平成23年における司法処分状況について

～68件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送致～

大阪労働局（局長 西岸正人）は、平成23年（1～12月）の司法処分の状況（大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

○司法処分件数	68件（対前年比 +1件 +1.5%）
○法令別件数	
労働基準法等違反	25件（対前年比 ▲4件 ▲14%）
労働安全衛生法違反	43件（対前年比 +5件 +13%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）している。今般、大阪労働局における平成23年の司法処分状況を取りまとめたものである。

※ 労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 司法処分件数 [表1参照]

平成23年の司法処分件数は68件で、前年の67件から1件、約1.5%増加した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の司法処分件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が25件、労働安全衛生法違反事件が43件である。
- ・ 昨年と比較して労働基準法等違反事件の件数は4件（約14%）減少したが、労働安全衛生法違反事件は5件（約13%）増加した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が15件、「解雇」が4件等となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が15件、「作業主任者の選任等」が9件、「墜落等危険防止」、「労災かくし」が各8件等となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、製造業が最も多く25件で、次いで建設業が20件等となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では25件中19件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものが多い。

司法処分件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは19件（28%）である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押及び検証等の強制捜査を実施している。平成23年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は2件である。

2 特徴

平成 23 年は、昨年と比較して、法令別で労働基準法等違反事件がやや減少した一方、労働安全衛生法違反事件がやや増加した。

この中で、労働基準法等違反事件のうち、定期賃金の不払に関する事件が昨年の 10 件から 15 件に増加したが、一方、労働時間・休日等に関する事件が昨年の 10 件から本年は 0 件となった。

また、業種別では建設業が大きく増加した。これは建設業で労災かくしに関する事案が、昨年の 0 件から 7 件に増加したこと等によるものである。

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、引き続き司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		平成21年	平成22年	平成23年(前年比)
総件数		76 100%	67 100%	68 (+1) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	12	10	15
	解雇 (労働基準法第20条)	1	2	4
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	3	3	1
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	11	10	0
	その他	2	4	5
	計	29 38%	29 43%	25 (-4) 37%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	16	21	15
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	6	3	9
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	8	8	8
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	6	1	8
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	4	3	3
	その他	7	2	0
	計	47 62%	38 57%	43 (+5) 63%

注1：主たる送検条文により集計。

注2：法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

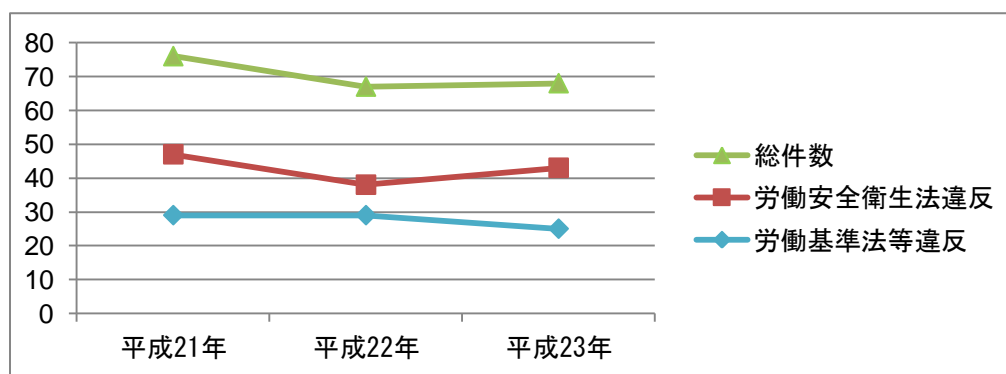


表 2 業種別件数

	平成21年	平成22年	平成23年
製造業	23 30%	21 31%	25 37%
建設業	24 32%	12 18%	20 29%
運輸交通業	7 9%	7 10%	4 6%
商業	5 7%	9 13%	3 4%
その他	17 22%	18 28%	16 24%
総件数	76 100%	67 100%	68 100%

表 3 端緒別件数

	平成21年			平成22年			平成23年		
	労働基 準法等	労働安全 衛生法	計	労働基 準法等	労働安全 衛生法	計	労働基 準法等	労働安全 衛生法	計
告訴・告発	21	3	24	18	1	19	19	0	19 (28%)
告訴・告発以外	8	44	52	11	37	48	6	43	49 (72%)
(うち、重大な 労働災害)	(3)	(27)	(30)	(1)	(26)	(27)	(1)	(24)	(25)
総件数	29	47	76	29	38	67	25	43	68 (100%)

表 4 強制捜査件数

	平成21年	平成22年	平成23年
総件数	76 100%	67 100%	68 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	3 4%	6 9%	2 3%

平成 23 年 司法処分事例

I 労働基準法等違反事件の事例

事例 1 定期賃金の不払

枚方市内に本社を置き、京阪神で飲食店を経営していた飲食業者が、経営状況の悪化を原因として賃金不払を発生させ、本社及び兵庫県明石市内の店舗の労働者計 5 名に対する 2 か月分賃金合計約 84 万円の不払について立件したものの。

(最低賃金法第 4 条違反)

※ 最低賃金法第 4 条第 1 項

「使用者は、・・・労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

※ 最低賃金は都道府県ごとに定められています。

(現在の大阪府最低賃金額 1 時間 786 円)

※ 雇用契約で定めた賃金を支払わない場合は労働基準法第 24 条違反にもなりますが、特別法に当たる最低賃金法違反として処理されます。

事例 2 その他 (年少者の危険業務)

富田林市内の建築工事業者が、貝塚市内の集合住宅新築工事現場において、17 歳の労働者につり上げ荷重が 12 トンの移動式クレーンの玉掛けの業務に就かせたもの。

(労働基準法第 62 条違反)

※ 労働基準法第 62 条第 1 項

「使用者は、満 18 才に満たない者に、・・・厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ・・・てはならない。」

年少者労働基準規則第 8 条第 10 号

「クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務 (二人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)」

※ このほか、労働安全衛生法では、つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務等については、技能講習の修了等の法定の資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないと定められています。

Ⅱ 労働安全衛生法違反事件の事例

事例 1 機械等危険防止

高槻市内の砕石の製造販売業者が、採石場の切羽から約 1.5 キロメートル離れた置場まで、採石場内を貨物自動車を使用して原石を運搬させるに当たり、作業計画を定めず、また最大積載量が 4.75 トンの貨物自動車に約 12 トンの原石を積載したもの。貨物自動車が運行経路脇の盛土に接触横転し、運転していた労働者が後輪に轢かれ死亡するという災害が発生した。

(労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 151 条の 3 第 1 項
同規則第 151 条の 66 違反)

※ 労働安全衛生法第 20 条

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備・・・による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険」

※ 労働安全衛生規則第 151 条の 3 第 1 項

「事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（・・・貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。・・・）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第 151 条の 66

「事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。」

事例2 作業主任者の選任等

東大阪市内の金属プレス製品製造業者が、労働者にプレス作業を行わせるに際し、プレス機械作業主任者にプレス機械及びその安全装置の切替キースイッチのキーを保管するという法定の職務を行わせなかったもの。安全装置が無効な状態で作業中の労働者が左手の指を切断するという災害が発生した。
(労働安全衛生法第14条、労働安全衛生規則第134条違反)

※ 労働安全衛生法第14条

「事業者は、・・・労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、・・・作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の・・・事項を行わせなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第134条

「事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 3 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。」

事例3 墜落等危険防止

大阪市内の建設業者が、東大阪市内の工場解体工事現場内において、高さ4.5メートルのスレート屋根上で当該スレート部材の取り外し作業を行うに当たり、幅30センチメートル以上の歩み板を設ける等スレートの踏み抜きによる墜落を防止するための措置を講じなかったもの。労働者がスレートを踏み抜き4.5メートル下の地上まで墜落し死亡するという災害が発生した。
(労働安全衛生法第21条第2項、労働安全衛生規則第524条違反)

※ 労働安全衛生法第21条第2項

「事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所・・・等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第524条

「事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」

事例4 労災かくし

大阪市内の建設業者が、3次下請として請け負った大阪府下の建設現場で労働災害を発生させたのに、同現場の1次下請の関連会社の社長と共謀して、同関連会社が元請として施工する他の建設現場で発生した旨の虚偽の労働者死傷病報告を提出したものの。

(労働安全衛生法第100条第1項、労働安全衛生規則第97条第1項違反)

※ 労働安全衛生法第100条第1項

「・・・労働基準監督署長は、・・・事業者・・・に対し、・・・報告させ・・・ることができる。」

※ 労働安全衛生規則第97条第1項

「事業者は、労働者が労働災害・・・により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、・・・報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。」

事例5 就業制限

岸和田市内の金属製品製造業者が、法令に定める資格を有しない労働者を最大荷重1.8トンのフォークリフトの運転業務に就かせたもの。運転していた労働者が転倒したフォークリフトの下敷きとなって死亡するという災害が発生した。

(労働安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条違反)

※ 労働安全衛生法第61条第1項

「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、・・・技能講習を修了した者・・・でなければ、当該業務に就かせてはならない。」

※ 労働安全衛生法施行令第20条

「法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

11 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務